

石川県立飯田高等学校創立百十周年記念事業実行委員会会則（案）

第1章 総則

第1条 【名称】

本会は、石川県立飯田高等学校（以下「飯田高校」という。）創立百十周年記念事業実行委員会と称し、事務局を飯田高校内におく。

第2条 【目的】

本会は、同窓会員と母校との連絡及び会員相互の親睦を図り、記念事業に係る諸事業の実行を目的とする。

第3条 【事業】

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 記念式典及び記念行事の開催に関する事項
- (2) 近十年史の記録、編纂および出版に関する事項
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 組織

第4条 【組織】

本会は、同窓会員、P T A役員及び飯田高校教職員を以って組織する。

第5条 【役員】

本会に次の役員を置く。

会	長	1名	本会を代表し、その会務を総括する。	
副	会	長	若干名 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。	
幹	事	長	1名 幹事を代表し、この会の会務を処理する。	
幹	事	若干名	この会の会務を処理する。	
事	務	局	長	1名 この会の事務を総括する。
会	計	3名	会長の命を受け、この会の会計事務を処理する。	
監	事	2名	この会の会計を監査し、実行委員会総会に報告する。	

第6条 【会長】

会長は同窓会役員会において推薦する。

第7条 【会長以外の役員】

会長以外の役員は会長が委嘱する。

第8条 【役員任期】

役員任期は当会務が終了するまでとする。ただし、職指定の役員は、人事の交替を以って残任期間を引き継ぎ、欠員補充の場合は前任者の残期間とする。

第9条 【顧問・参与】

本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問・参与は、役員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第3章 機関

第10条 【専門委員会】

本会の会務を円滑にすすめ、かつ事業目的を達成するため次の専門委員会を置く

- (1) 総務委員会 この会を総括し、各委員会の連絡・調整を図る。
- (2) 財務委員会 この会の予算計画を作成し、執行に当たる。
- (3) 式典委員会 式典を計画し、開催に当たる。
- (4) 広報委員会 広報に当たるとともに、近十年史の編纂に当たる。

その他役員会で必要と認められた委員会

- 2 前項の各委員会には、委員長1名、副委員長若干名、委員必要名を置く。
- 3 本会に、事務を処理するため事務局を置く。
- 4 前項の事務局には、事務局長の他、若干名の事務局員を置く。

第11条 【構成】

会長・監事以外の役員は、各専門委員会、事務局のいずれかに属することとする。

第12条 【会議】

本会の会議は、実行委員会総会、役員会、及び各専門委員会とする。

- 2 実行委員会総会は、第5条の役員及び同窓会評議員を以って構成する。
- 3 実行委員会総会、役員会は会長が召集する。
- 4 各専門委員会は必要に応じ、担当の委員長が召集できる。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決議することができる。

第4章 経理及び解散

第13条 【経理】

本会の経理は、同窓生の終身会費およびその他の収入による。

第14条 【解散】

本会は、その目的である事業の完遂によって解散する。

第15条 【残余財産の処分】

解散に伴う生産の結果、会計に残余の予算が生じたときは、実行委員会総会の決議により処分する。

付則

この会則は令和3年9月1日から施行する。

飯田高校創立百十周年記念事業実行委員会会議の運営について

実行委員会の会議（第12条関係）その他議事の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第1条 【実行委員会総会】

実行委員会総会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則の制定及び改定
- (2) 役員を選定
- (3) 顧問及び参与の推薦
- (4) 事業計画及び事業報告の承認
- (5) 予算及び決算の承認
- (6) 本会の解散の決定
- (7) その他本会の重要事項

第2条 【役員会】

役員会は、会長・副会長・幹事長・事務局長・会計・校内幹事を以って構成する。

- 2 役員会は、事業及び予算・決算の原案の作成及び執行を行う。
- 3 役員会は、専門部会の提案を審議し、専門委員会の諸活動・諸事業の運営調整を行う。

第3条 【専門委員会】

各専門委員会は、所掌会務について企画立案し、会務を掌理して、その遂行に責任を持つ。

- 2 各専門委員長は、役員会の承認を得て、小部会を設置し、補佐させることができる。

第4条 【その他】

この定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が、役員会に諮って定める。

会議の種類

- ① 実行委員会総会（年1回）
- ② 臨時総会（役員会の要求があったとき。ただし役員会を以ってこれに変えることができる。）
- ③ 役員会（2ヶ月に1回程度）
- ④ 拡大役員会（3カ月に1回程度）（役員および顧問、参与）
- ⑤ 専門委員会会長会議（1ヶ月に1回程度）
- ⑥ 専門委員会（随時）